

車いす貸出申請書兼借用書

年 月 日

江戸川区長 殿

申請者（来庁者）

住 所

氏 名

電 話 （ ）

利用者との関係

下記、「車いす貸出し注意事項」に同意し、貸し出し申請をいたします。期間終了日までに窓口へ返却することをお約束します。

利用者

フリガナ		生年月日
氏 名		年 月 日（ 歳）
住 所		電 話 （ ）
目 的	1. 通院 2. 外出 3. その他（ ）	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	

車いす貸出し注意事項

- ☐ 貸出期間は、貸出日から最長3か月までです。
- ☐ 介護保険の対象となる方は、介護保険制度の貸与をご利用いただきます。3か月を超えて必要となる方は介護保険課に相談願います。
- ☐ 貸出期間を超えて、連絡もなく返却がない場合、江戸川区役所で回収させていただく場合があります。その際の運搬費用はご負担していただきます。
- ☐ 盗難・紛失の場合、補償していただく形となりますので、適正な管理をお願いします。

受付窓口	身体障害者相談係	車体番号	
貸出日	令和 年 月 日	担当	
返却日	令和 年 月 日	担当	
介護保険	要支援（ ） ・ 要介護（ ） ・ 認定申請中（ 年 月 日申請）		
確認書類	☐ 利用者 ☐ 申請者 ☐ MN ☐ 手帳 ☐ 免許 ☐ 保険 ☐ 介保 ☐ 住基		
備 考			